



「静岡市中小企業技術表彰」のご案内

静岡市中小企業技術表彰は、新規又は独創性の高い技術を持ち、意欲的に事業活動を展開している市内中小企業を表彰し、市民の皆さんに周知することにより、本市産業の振興と経済の活性化を図る目的で、平成28年度から実施している表彰制度です。

表彰対象

中小製造事業者の持つ「新規」又は「独創性の高い」技術

- ※ 製品の一部を構成する原材料や部品、中間製品の製造等における技術を含みます。
- ※ 企画及び検討段階の技術は含みません。

応募資格

- (1) 静岡市内に主たる事業所を持つ中小製造事業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下の法人）であること
- (2) 租税公課の滞納がないこと
- (3) 経営状況が健全であること
- (4) 応募しようとする技術又は製品に関して、他者との係争がないこと
- (5) 暴力団、暴力団員等と密接な関係を有していないこと

受賞特典

市ホームページ掲載や紹介冊子等によるPRのほか、市制度融資を利用する際の保証料について、通常より高い補助率が適用されるなどの特典があります。

<応募書類の提出について>

応募用紙を市ホームページからダウンロードし、関係書類を添えて **令和7年7月31日(木)** までに【申請フォーム】から、オンラインによりご提出ください。

市ホームページはこちらから→

(または「静岡市中小企業技術表彰」で検索)



～静岡市の製造業向け中小企業支援制度についてお知らせします～

詳しくは市ホームページで検索または産業振興課までお問い合わせください。

機械設備の設置に対する助成

(中小企業事業高度化機械設備設置事業補助金)

- ◇補助対象事業
生産性の向上を図るため、1点500万円以上の機械設備を設置する事業
- ◇補助率
省エネに資する機械設備の設置 10%
上記以外 5%
- ◇補助限度額
500万円

販路開拓・販売促進に対する助成

(ものづくり産業の持続的な発展に向けた競争力強化事業補助金)

- ◇補助対象事業
 - ① 新製品を開発する事業
 - ② 大規模展示会に出展する事業
 - ③ ①・②の効果促進を図る広報事業等
- ◇補助率等
事業全体で上限50万円
ただし、①・②は経費の1/2以内(上限20万円)
③は経費の1/2以内(上限30万円)

特許等の出願に対する助成

(産業財産権出願事業補助金)

- ◇補助対象事業
特許・実用新案の出願事業
- ◇補助率等
出願経費、弁理士費用等の1/2以内(上限10万円)